

越監告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査意見の措置状況を次のとおり公表します。

令和 4 年 2 月 4 日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 川崎 悟司

記

1 監査対象及び執行期間

下水道課 令和 3 年 10 月 6 日（水）～ 10 月 8 日（金）

2 措置状況

表 題	下水道事業の有収率の向上・不明水対策について
監査の結果	<p><意見></p> <p>下水道事業は、令和 2 年度から地方公営企業法を適用したことから、従前の公共事業としての建設・整備から脱却し、地方公営企業法(第 3 条)にあるように、経済性の発揮たる「経営」に軸足を移行する必要がある。</p> <p>有収率の推移をみると、平成 28 年度の 75.8%から令和 2 年度には 68.8%と低迷し、コスト増大の一因となっている。</p> <p>したがって、具体的な経営の効率化指標である「有収率」の中期的目標値を設定し、不明水対策に努められたい。</p>
措置の内容	<p>有収率について、合流区域での雨水流入量が大きく影響することから、目標値を雨水流入量を除外した値を用いることとし、過去 10 年間で最も高い 83.0%（平成 30 年度）を中期的目標値に設定し、有収率向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、目標達成後においても、経営状況に応じ、ストックマネジメント計画に基づく修繕等の継続実施により、さらなる有収率向上を目指してまいります。</p> <p>不明水については、汚水処理費の増加や処理場施設の規模拡大などにつながり、下水道事業経営を圧迫する恐れがあること</p>

	<p>から、令和元年度からストックマネジメント計画に基づく老朽管路の点検・調査、修繕計画策定、修繕計画に基づく修繕に着手しています。なお、顕著な不明水流入が確認された区域においては令和3年度に流入箇所の調査、修繕等を実施し、速やかな不明水対策に努めております。</p>
--	--